

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者を地域で支える環境づくりを進めるため、鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）第4条第2号ウに規定する高齢者の生活支援、社会参加及び介護予防（以下「高齢者の生活支援等」という。）の推進を図ることを目的として行う活動に対し、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、地域課題、ニーズ等の実情に応じた高齢者の生活支援等を住民主体で企画し、課題解決に取り組むことを目的に活動する団体（以下「住民主体のサービス団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。ただし、鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員が構成員になっている団体又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体を除く。

- (1) 市内に活動拠点を有し、市内で活動する構成員が5人以上の地域活動団体
- (2) 自主的かつ主体的に取り組むボランティア活動で、活動の計画性及び継続性が認められる団体
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としない団体
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的としない団体
- (5) 住民主体のサービス団体員の中から、市をはじめとする関係機関との連絡調整を行う者（以下「助け合いコーディネーター」という。）を1人以上配置する団体
- (6) 当該年度において、国、鹿児島県又は本市から他の補助制度により補助を受けていない団体
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていない団体

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付対象活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援を必要とする高齢者の居宅において行う掃除、洗濯、買物、ごみ出し、庭の手入れ等の多様な生活上の困り事に対する生活支援活動
- (2) 地域の高齢者が気軽に集まることができる居場所づくり等を目的とした交流拠点の運営活動
(補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象としない。

- (1) 食糧費
- (2) 大規模改修等にかかる工事請負費
- (3) 自動車、不動産等の取得に要する費用

2 補助金の額は、前項に規定する補助額の全額とし、予算で定める額以内とする。

3 補助金の交付は、1団体につき1会計年度当たり1回とする。

(交付の申請)

第5条 補助対象者は、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 住民主体のサービス団体の構成員名簿
- (4) 住民主体のサービス団体の規則又は会則の写し
- (5) 住民主体のサービス団体の活動内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知する。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、補助対象者から規則第16条第2項の規定により、概算払の申請があったときは、その内容を審査し、概算払をすることが適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付する。

(事業計画の変更等)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた対象活動の内容その他申請に係る事項について、次の各号のいずれかの事由によりその内容を変更しようとするときは、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画変更・中止承認申請書(別記第5号様式)に第5条に規定する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 活動の内容を変更しようとするとき(軽微なものを除く。)

(2) 活動を中止又は廃止しようとするとき。

(3) 補助対象経費の30パーセントを超える額の予算費目の変更をしようとするとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、事業費の変更の場合にあっては鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、その他の場合にあっては鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画変更・中止承認通知書(別記第7号様式)により補助対象者に通知する。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象活動が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収支決算書(別記第9号様式)

(2) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業活動報告書(別記第10号様式)

(3) サービスの利用者名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

(活動の中間報告)

第10条 補助対象者は、10月末までに前条第2号及び3号の書類を提出することに

より、9月末時点の活動実績を市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は第9条による実績報告を受けた場合は、実績報告を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金確定通知書（別記第11号様式）により、補助対象者に通知する。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 補助対象者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、市長の指示するところにより、その額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、第7条の規定により既にその額を超える補助金が交付されている時も同様とする。

(公表)

第14条 市長は、補助対象者が提供するサービスの概要等を公表することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助額（月額）
基準額	事務作業及び利用者のサービス調整にかかるコーディネート等に関する人件費（物品購入費、印刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料、研修講師謝礼等高齢者の生活支援等のために行われる多様な住民主体の助け合い活動に必要な経費を含む。）で、1月当たり7日間以上の活動を行うもの	補助対象経費の額以内で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。 (1) 補助1年目 11,000円 (2) 補助2年目 8,000円 (3) 補助3年目以後 7,000円
賃借料加算	家賃（敷金、礼金を含む。）、自動車等の賃借にかかる経費	補助対象経費の2分の1以内で10,000円を上限とする。
地域課題チャレンジ加算	高齢者の外出支援等地域課題に対する多様な活動を行う場合の事務経費	補助対象経費の額以内で5,000円を上限とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請団体 所在地

団体名

代表者名

電話番号

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付申請書

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

交付対象活動名		
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
補助金交付申請額	円	
補助金交付申請額 内訳（年額）	基準額	円
	賃借料加算	円
	地域課題チャレンジ加算	円
添付書類	(1) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画書 （別記第2号様式） (2) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収 支予算書（別記第3号様式） (3) 構成員名簿 (4) 規則又は会則の写し (5) 活動内容が分かる書類 (6) その他市長が必要と認める書類	

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画書

団 体 の 概 要	団体名					
	団体所在地等		住所：			
			電話：	Fax：		
			E-mail：			
	活動エリア		<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> 町内会 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	助け合いコーディネーター氏名【 】					
	生活 支 援 の 実 施	有 ・ 無	提供可能な 生活支援内容			
			利用料	入会金： 月会費： 1回当たりの利用料： 備考（ ）		
			申込連絡先	電話：	Fax：	
			申込受付時間	平日・土日祝 時 分 ～ 時 分		
	共生型常設型居場所の運営	有 ・ 無	開所日数	1月当たり 日間		
			内 容			
			場 所	団体所在地と同じ・その他（ ）		
	チ ャ レ ン ジ 地 域 課 題	実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
内 容						
団体の設立日						
団体の設立目的 等						
連絡責任者 ※団体住所・連絡先と異なる 場合のみ記入		住所：				
		電話：		Fax：		
		E-mail：				

注 団体の概要については、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱第14条の規定により、市の広報、ホームページ等で公表する場合があります。

第3号様式（第5条関係）

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収支予算書

団体名：_____

(収入)

(単位：円)

科目	前年度予算額	本年度予算	摘要
合 計			

(支出)

(単位：円)

科目	前年度予算額	本年度予算	摘要
合 計			

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金については、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

鹿屋市補助金等交付規則及び鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

鹿屋市長 様

申請団体 所在地
 団体名
 代表者名

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金を下記のとおり変更したいので、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 今回追加交付（一部取消）申請額 円

		補助金交付決定額(A)	変更後補助金所要額(B)	追加交付（一部取消）申請額(B)－(A)
交付申請額		円	円	円
交付申請額内訳(年額)	基準額	円	円	円
	賃借料加算	円	円	円
	地域課題チャレンジ加算	円	円	円

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他関係書類

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金の変更については、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱第8条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 変更交付決定額 円

2 交付の条件

鹿屋市補助金等交付規則及び鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金計画変更・中止
承認通知書

年 月 日付で申請のあった鹿屋市住民主体による高齢者助け合
い応援事業の計画変更・中止については、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い
応援事業補助金交付要綱第8条の規定により承認します。

記

1 承認内容

2 交付の条件

鹿屋市補助金等交付規則及び鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補
助金交付要綱の規定を遵守すること。

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請団体 所在地
団体名
代表者名

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業を実施したので、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

補助金交付決定額		円
補助金実績額		円
内 訳	基準額	円
	賃借料加算	円
	地域課題チャレンジ加算	円
添付書類		(1) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収支決算書（別記第9号様式） (2) 鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業活動報告書（別記第10号様式） (3) サービスの利用者名簿 (4) その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第9条関係）

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収支決算書

団体名：_____

(収入)

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
合 計			

(支出)

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
合 計			

第10号様式（第9条関係）

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業活動報告書

実施期間： 年 月 ～ 年 月

生活支援サービス	利用者実人数	人／年間
	利用延べ件数	件／年間
	総活動時間	時間／年間
共生型常設型居場所	利用者実人数	人／年間
	利用延べ人数	人／年間
	開所日数	日／年間

第11号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金については、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱第11条の規定により、その額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

〔	内訳	基準額	円
		賃借料加算	円
		地域課題チャレンジ加算	円
〕			